

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43777

本書の序 (九、一六)

A 同 答

訓令①一九一〇



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長
3/27

機密表示 (極秘・秘の朱印) 特我	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 44598 号
	※ 第 1861 号	※ 昭和44年9月16日 21時 分発
	大至急 (暗) 普通・LTF	※ 発電係 為我特

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 3 参事官 3 北米才一課長 州 号	主管局部課 (室) 名 半号 起案 昭和44年9月16日 起案者 半号 電話番号
---	---------------------------------------	---

協議先

在 半 下日 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発
臨時代理

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

姓名 沖繩交通交渉 (訓令)

国連 宛 往電米局長才202号 敬電

次官御下(北米一) 又 外務省

16 207
62

(昭和四二・七一 改正)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長
 特
 1945

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 44597 号
特我	※ 第 882 号	※ 昭和 44.9.16 21.02 年 月 日 時 分 秒
	大至急 急 普通・LTF	※ 発電係 与次郎

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 半号 (秘)
		起案 昭和 44 年 9 月 16 日
		起案者 半号 電話番号

協議先

条約局長
 参事官
 条約課長

国連信託大使
 在 ~~三田~~ 内田
 総領事

臨時代理大使
 代理

あて 佐藤外務大臣 発
 内田

電 報 在 半 下田
 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 あて

件名 沖縄返還交渉(割令)

米来電才2889号に關し。

後知大臣へ半場次官リ

16日午前の閣議後、冒頭米来電の合英経緯

を総理に御報告の上、御指示を仰じたこと。3。

別電才800号の御意向に反した。

半に転電した。

16-206
 62

(昭和四二・七一改正)

(回覧番号)

外務省電信案

(分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 特我	符号表示 暗 略 平 ※ 第 203 号	※ 総第 44608 号 ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 44.9.16 21.22
	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係 成

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米 起案 昭和 44 年 9 月 16 日 起案者 米 電話番号
--	-------------------------------	--

協賛先

条約局長
参事官
条約課長

在 ~~米~~ 南 大使 臨時代理大使
総領事 代理
あて 佐藤斗海 大臣 発 臨時代理

電 報 在 米 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 沖縄返還交渉(訓令)

米来電才2889号に1句1.

復知は大臣へ。米側は... 後述のとおり... 佐藤大臣に付

1. ヴェトナム

コジエケにもるべき事として。米来電才2890号

17. 大旨受諾し... 基本方針... 全考慮の余地を以て... 非... 事

漢

特

字 済

16 208
6 11

(昭和四二・七一 改正)

GB

翻って日米友好の基盤を立戻す所を
 場合、予断しては、将来の2国を突きつめた
 表現、予断しては、仲儀、血濃より日米友好
 関係の一枚岩を益々強固としよとの
 基盤的姿勢をみえて、中核し得策である
 と考えらる。尚、1972年2至3月におき
 上土の予断を收拾したから、この2国を
 日米両系に予想して、この印象を世界
 2年を2国に、この好ましく、15日の
 米軍の第2次撤^退の発表と、このみ合わせ
 米系の子供予情を、米、対北越関係
 不み、この好ましく、このおかげと考
 られる。このおかげ、米側が大局的見
 地から再検討し、せめて米おに往登第1843号
 文言子、予断、この望まし。

GB-3

の程表

より

外務省

2. 核.

~~この問題については~~ ^{米側} 基本的な考え方は
~~上記のとおり~~ ^{米側} 同様。
~~この問題については~~ ^{米側} 同様。
~~この問題については~~ ^{米側} 同様。
~~この問題については~~ ^{米側} 同様。
~~この問題については~~ ^{米側} 同様。

3. 戦術作戦行動のための基地使用.

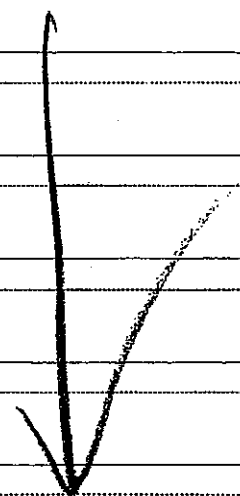
同率政府とて、米軍の自由登陸を認
 むる款には行かたが、米軍の presence
 及びその活動 ^{の必要程} には十分なる理解を
 もつてあり、仲絶運送に於て、日米の
 一枚岩を以て一層強固にあると、基本
 的立場に於て、この問題に對する

の政府の大方針である故に今後とも
 遺憾に對し、この点の理解を深めしめる
 努力を怠らなからう。

注
 29
 b

なお、貴電中の三三二五才六項の修正は、不
前協試制が適正に運用された限り、同制
の存在ないしは仲通の本土並み返還自体
が米子の至際義務の效果的遂行の妨げ
とならざることは、この稟案の趣旨
~~………~~
又此の如く私取上の困難を一切おくとし、
不前協試制を又々わづか、米子の至際義
務の效果的遂行を積極的に容認するとの
意味合いが濃厚となり、不前協試の包括的
承認と乍之を認めないとの質問と対
する説明が著しく困難となるので好ま
くない。(但し長官の稟案に対する不満の理
由は申おし明確ではないが、おとしく稟
案では米子の至際義務の效果的遂行の

ぬはらば 亦て「任」であるとの 以ては去て
 心へんを以ては 行へずと推測され、然りとすべ
 ば、2の美は、其の2 内水才の譲り得ざる也と
 である。) 又して、原案の表現より 亦
 交米側の譲得を試みるべしとすべし。止
 らざる得からば、"should be compatible with"
 を代えて "should not hinder" (和文は、
 F... 拖政权返還は... 實際義務の効果を遂
 行の妨げとならざるべし...) により
 妥結を以ては 不ならん。



4. 朝鮮台渡

米米電中2891号に受諾して差支之旨。

(上記3の立場にたつて、出件終了は、

~~7:20と税関発言の二本建として~~

~~7:20一本とあることの旨をいふ。~~

この旨は従来の交渉経緯に鑑み、固執
は(旨)。

なお、冒頭米米電2、~~(1)~~に7:11に差支
了承(旨)。

5. 7:20才5回

冒頭米米電3の通りで結構である。

米に転電した。

1880

割
片
③
(
九
-
一
八
)

漢

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長	機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 15191 号
	特種	第 1800 号	昭和 44 年 9 月 18 日 時 分 秒
		大至急 至急・普通・LTF	発電係 19556

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 平山力太郎 谷本良 谷本課長	主管局部課 (室) 名 米局長 起案 昭和 44 年 9 月 18 日 起案者 電話番号 米局長 443
---------------------------------------	----------------------------	---

協議先
谷本良
谷本良
谷本課長

在 大使 臨時代理大使
米下田 総領事 代理
あて 佐藤 大臣 発 代理

電 報 在 自連 大使 臨時代理大使
総領事 代理 代理 代理

件名
神保町遺失物 (訓令)
口連あり宛先不明 803 号の3 後段 謝り
~~早稲田電報 米 1263 号に上り~~
~~早稲田電報 米 1263 号に上り~~
貴国申入ルテ、早稲田電報 米 1263 号に上り
貴方へ先方へ補足通報ナシ

18 158

国連電報

530

(昭和四二・七一 改正)

1. ロイヤル・長官が主張している ~~contemplates~~ ^{CONTEMPLATES}

の表現を用いる場合にはこの解釈は「予定する」「^{anticipate} 豫想する」等となる^{ANTICIPATE}

これは争前協定制の適用を含む^予

と同時に「米国の極東の各国に対する

予定の条約義務の效果的遂行」

の要件が「当然に満たれることを^{第一に予定する場合に}

積極的に認めると解される

小島は ~~濃厚~~ 濃厚となり国内

説明上多大の困難が予想さ

れるところである。

2. 上述の ~~議論~~ ^{議論} に至る所の方

を ~~要領~~ ~~要領~~ ~~要領~~ ~~要領~~ ~~要領~~ 要領

下には「次の通り」。

PRELUDE (INTRODUCTION)

COMPATIBLE WITH
 (1) 我々原案が ~~compatible with~~ の文言
 を採用したのは、沖繩返還に当り、事前協定
 制をこのまま適用したからといつて、~~（誤）~~
 このこと自体、自衛隊のために、米口の条約義務
 の-交り果て遂行がせられらぬことばかり、
 即ち、事前協定制の適用と米の条約
 義務遂行との二つの要件が、両者相
 容れないものではないこと、両者が相矛盾
 し、並存関係に立ちつかない ~~こと~~ といふことには
 (PASSIVEな NEUTRAL ~~neutral~~)
 ならぬことを ~~passive~~ に示し、この
 理由として、(この前段に) 我々の政府の
 極東諸口の安全は日本にとり、重大関心
 事項であるとの認識 ~~をもつて~~ (この認識
 は、ELABORATE
 は、elaborate である) により、この認識に
 基づき、この認識に立つて事前協定に

臨むからであるといふ思想を平さんと
 しんむのである。而して、かかる思想の
 表現によつて、本件を処理せんとする意味
 は、その前場裁判の際の諸君の回答を
 文書の整理とまづとなくその包括的に
 示すことはその前場裁判の趣旨に反し
 執行条約の改正若くは行ないさま
 との見解、整理とせば貴使の意圖の
 ところである。

(四) 右に裏かえせば、前説2つの要件の
 うち、米の条約義務遂行の要件
 は、(COMPATIBLE or PASSIVE / ~~compatible or passive~~ するに反し) 二れを
 積極的に認め、二れは他の要件
 即ち、その前場裁判の適用に反して常に
 優先し、PREVAIL / ~~prevail~~ するとの關係を示さ

下の文言を用いるときは、又又条件を
 合わせれば ^{の付加} 答は「~~否~~」^{の付加} である。
 本章に於て ~~YES~~ ^{YES} といふこととなり、これは、
^{に及ぶ} 「~~否~~」の ^{に及ぶ} 意を破壊し、現行
 交渉条約・関連取極の枠内での文理解
 といふ基本方針を崩すこととなり、他示
 エラニ46項前段也る項に「~~日本側が認識~~
^{するに}」
 とも「~~由~~」^{するに}、一対の発言の手法を棄出
 した苦いのは、^{するに} 一対の無条件とする
~~国連に転電した~~ ~~和訳上の困難を~~
~~(A) contemplate の表現は、~~ ~~「~~否~~」~~
~~制適用を合意した際、既に米側の~~
~~条約義務(履行の要件)の当然に満~~
~~たはれること(義務的)~~
~~意味合いが濃厚となり、条約上の~~
~~(由)を生じしめる。~~ ~~国の義務上~~

極限の米側

交渉の

多くの困難が予想される。(P)

回
答

~~九、一六、一八~~

九、一六、一八



注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

223

官長 官長 官長 官長
 官長 官長 官長 官長
 官長 官長 官長 官長

電信写

総番号 (TA) 41206
 69年 7月 16日 18時 35分
 69年 7月 17日 07時 42分
 主管 米局長
 国連本省 発着
 外務大臣殿 臨時代理大使 総領事 代理

総人電厚計
 国資長領移長
 参調析企
 参領旅移

オキナワ返かん交渉

第1263号 特秘 至急 (ゆう先処理)

往電米局第802号及び第803号に関し。

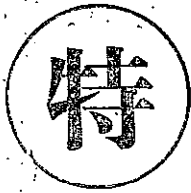
アイチ大臣より。

御訓令の趣はい承。たまたまロジャース國務長官は義けい夫妻の不幸のため当地出張が兩三日遅れることとなつたので取急ぎ7日ワシントンに帰任するシモダ大使より訓令を執行せしめることといたしたし。なお、御訓令の諸点のうちヴイエトナムに関する御来示の趣旨は本大臣においてもくり返し米側に強調したところであるが、國務長官以下米当局においては当面ヴイエトナム問題の扱いが国内説得上極めて重要なることを述しわが方の論点をじゆう分理解しつつも最少限米案の如き表現をせ非必要とするとしてゐる次第である。従つて御訓令の趣旨を体してせつかく努力致すべきもこの点は米側としても極めてしん重であると予想される。

2. 何れロジャース長官当地出張の上は機会を作つて更に説得に努めることと致したいが、当地におけるせつしよう

ア 参地中東
 長 北東西
 米長 北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア 参書近ア
 長 次総経国
 長 参貿統
 長 参政技二
 長 国一理
 長 参協規
 長 参政経科
 長 軍社時
 長 参道内外
 長 一二



電信写

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

の模様については先発帰国するアメリカ局長よりも御ちよ
う取願いたい。
米に転電した。

(3)

(17/9 08.45 主管課長に連絡済 電信課)